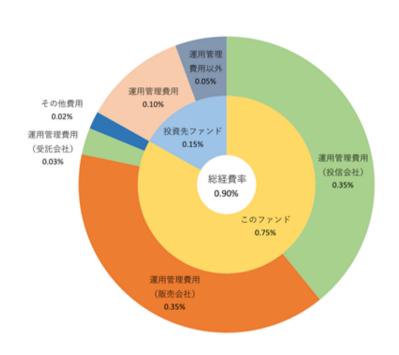
新	旧			
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議			
別表 1	別表 1			
証券投資信託の運用報告書(全体版)の様式及び表示例	証券投資信託の運用報告書(全体版)の様式及び表示例			
(規則第2条、第3条)	(規則第2条、第3条)			
1. 「ファンドの仕組み」(規則第2条第1項第4号)	1.「ファンドの仕組み」(規則第2条第1項第4号)			
(略)	(同 左)			
2. 本文中の表示項目 (規則第3条)	2. 本文中の表示項目 (規則第3条)			
本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。	本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。			
$(1) \sim (3)$ (B)	(1)~(3) (同 左)			
(4)1万口当たりの費用明細	(4) 1万口当たりの費用明細			
口. 1万口当たりの費用明細の表示上の留意事項	口. 1万口当たりの費用明細の表示上の留意事項			
$(\mathcal{A}) \sim (\mathcal{D}) \tag{略}$	(イ)~(ワ) (同 左)			
(カ) その他費用のうち保管費用、監査費用以外に発生した費用について、比較的金	(新 設)			
額が大きい場合など、必要に応じて個別具体的な費用の内容の注記を記載するも	_			
<u>のとする。</u>				
(5) (参考情報) 総経費率	(新一設)			

新



<u>総経費率 (①+②+③)</u>	<u>0.90%</u>
①このファンドの費用の比率	<u>0.75%</u>
②投資先ファンドの運用管理費用の比率	0.10%
③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率	0.05%

- (注1)①の費用は1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出し たものです。
- (注2)各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引 税を含みません。
- (注3)各比率は、年率換算した値です。
- (注4)投資先ファンドとは、このファンドが組入れている投資信託証券(マザーファンドを除く。)です。
- (注 5) ①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが 支払った費用を含みません。
- (注6) ①の費用と②③の費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- (注 7) 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまで も参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

新

- ロ. (参考情報) 総経費率の表示上の留意事項
- (イ)運用管理費用、その他費用の比率は、1万口当たりの費用明細において 用いた期中の各費用の比率(年率)とする。
- (ロ) 投資先ファンドがある場合は、(注4) ~ (注6) の旨の注記を行うも のとする。
- (ハ)ファンド・オブ・ファンズについては、①このファンドの費用の比率(「1万口当たりの費用明細」における「合計」の比率から、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税の比率を差し引いた率を年率換算した値)、②投資先ファンドの運用管理費用の比率(簡便法として、目論見書に掲載している「実質的な運用管理費用(信託報酬)」の比率から「このファンドの運用管理費用(信託報酬)」の比率を差し引いた率(以下、運用管理費用率(簡便))を用いることができる。)及び③投資先ファンドの運用管理費用以外の費用(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)の比率(簡便法として、当該投資先ファンドの総経費率から運用管理費用率(簡便)を差し引いた率を用いることができる。)の総計を総経費率として円グラフに表示するものとする。

<u>なお、記載に当たっては、できる限り精緻な開示を行うこととし、例えば(注7)として記載したような必要に応じた注記を記載のうえ、受</u> 益者に誤解を与えないように留意するものとする。

③投資先ファンドの運用管理費用以外の費用の比率が把握できない場合は、開示項目名を「経費率(投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除く。)」とし、「投資先ファンドには運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれておりません。」旨の注記を行うこととする。

(ニ) ファンド・オブ・ファンズ以外のファンドについては、上記の表を省 略することとする。

新	旧			
(6) 売買及び取引の状況	(5) 売買及び取引の状況			
(以降、順次繰り下げ)	(同 左)			
	(6)~(18)			
別表 1-2	別表 1 - 2			
証券投資信託の交付運用報告書の様式及び表示例	証券投資信託の交付運用報告書の様式及び表示例			
(規則第3条の2、第3条の3)	(規則第3条の2、第3条の3)			
1. 表紙の表示事項(規則第3条の2)	1. 表紙の表示事項(規則第3条の2)			
(略)	(同 左)			
2. 本文中の表示項目 (規則第3条の3)	2. 本文中の表示項目 (規則第3条の3)			
本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。	本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。			
(1) 運用経過の説明	(1)運用経過の説明			
① 基準価額等の推移	① 基準価額等の推移			
イ. 表示例	イ. 表示例			
(略)	(同 左)			
* (略) *分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり <u>ます。</u> また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります <u>。従って、</u> お客様の損益の状況 を示すものではありません。	* (同 左) *分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり、また、ファンドの購入価額により課税条件も異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。			
ロ.表示上の留意事項	ロ.表示上の留意事項			
(イ)~(ホ) (略)	(イ)~(ホ) (同 左)			
(へ)上記図の下に、以下の注意書きを表示するものとする。	(へ)上記図の下に、以下の注意書きを表示するものとする。			
(略)	• (同 左)			
・分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異な	・分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異な			
り <u>ます。</u> また、ファンドの購入価額により課税条件も異な <u>ります。従って、</u> お客様の損益の状況を示すものではない旨。	り <u>、</u> また、ファンドの購入価額により課税条件も異な <u>るので、</u> お客様の損益の 状況を示すものではない旨。			
② (略)	② (同 左)			

③1万口当たりの費用明細

イ. (略)

口. 1万口当たりの費用明細の表示上の留意事項

(イ) ~ (ワ)

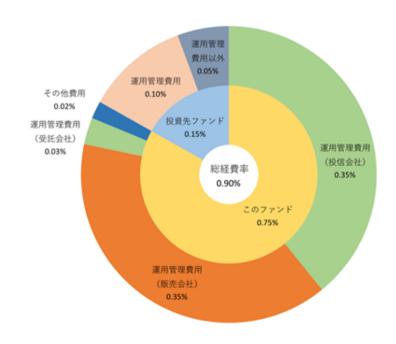
(略)

新

(カ) その他費用のうち保管費用、監査費用以外に発生した費用について、比較 的金額が大きい場合など、必要に応じて個別具体的な費用の内容の注記を記載 するものとする。

## ④ (参考情報) 総経費率

## イ. 様式例



<u>総経費率 (①+②+③)</u>	<u>0. 90%</u>
①このファンドの費用の比率	<u>0. 75%</u>
②投資先ファンドの運用管理費用の比率	0.10%
③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率	<u>0. 05%</u>

(注1)①の費用は、1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出

③1万口当たりの費用明細

イ. (同 左)

ロ. 1万口当たりの費用明細の表示上の留意事項

 $(1) \sim (7)$ 

(同 左)

旧

(新 設)

(新 設)

旧

したものです。

(注2)各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引 税を含みません。

新

- (注3) 各比率は、年率換算した値です。
- (注4)投資先ファンドとは、このファンドが組入れている投資信託証券(マザーファンドを除く。)です。
- (注 5) ①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが 支払った費用を含みません。
- (注6) ①の費用と②③の費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- (注7)上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまで も参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ロ. (参考情報)総経費率の表示上の留意事項
- (イ)運用管理費用、その他費用の比率は、1万口当たりの費用明細において 用いた期中の各費用の比率(年率)とする。
- (ロ)投資先ファンドがある場合は、(注4)~(注6)の旨の注記を行うも のとする。
- (ハ)ファンド・オブ・ファンズについては、①このファンドの費用の比率(「1万口当たりの費用明細」における「合計」の比率から、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税の比率を差し引いた率を年率換算した値)、②投資先ファンドの運用管理費用の比率(簡便法として、目論見書に掲載している「実質的な運用管理費用(信託報酬)」の比率から「このファンドの運用管理費用(信託報酬)」の比率を差し引いた率(以下、運用管理費用率(簡便))を用いることができる。)及び③投資先ファンドの運用管理費用以外の費用(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)の比率(簡便法として、当該投資先ファンドの総経費率から運用管理費用率(簡便)を差し引いた率を用いることができる。)の総計を総経費率として円グラフに表示するものとする。

なお、記載に当たっては、できる限り精緻な開示を行うこととし、例 えば(注7)として記載したような必要に応じた注記を記載のうえ、受

新		旧	
益者に誤解を与えないように留意するものとする。			
③投資先ファンドの運用管理費用以外の費用の比率が把握できない			
場合は、開示項目名を「経費率(投資先ファンドの運用管理費用以外の			
費用を除く。)」とし、「投資先ファンドには運用管理費用以外の費用が			
ある場合がありますが、上記には含まれておりません。」旨の注記を行			
<u>うこととする。</u>			
(ニ) ファンド・オブ・ファンズ以外のファンドについては、上記の表を省略			
<u>することとする。</u>			
⑤ 最近5年間の基準価額等の推移	④ 最近5年間の基準	価額等の推移	
(以降、順次繰り下げ)		(同 左)	
<u>⑥~⑨</u> (略)	<u>\$\sigma\8\</u>	(同 左)	
(以下略)		(同 左)	
<u>附 則</u>			
この改正は、2019 年 9 月 30 日から実施し、同日以後に到来する投信法第 14 条第 1			
項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書(全体版)及び交付運用報告書か			
ら適用する。ただし、実施日以前に改正後の規定を適用することを妨げない。			